

佐賀県教育センターの管理に関する規則及び佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第7号

佐賀県教育センターの管理に関する規則及び佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則  
(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第8条の2</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(6) 略 (7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等に関する事 (8) 略 2・3 略	(所長の専決事項) <b>第8条の2</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(6) 略 (7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関する事 (8) 略 2・3 略

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(公文書の開示の決定等) <b>第81条</b> 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等は、校長が行う。	(公文書の開示の決定等) <b>第81条</b> 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等は、校長が行う。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、第1条の規定による改正後の佐賀県教育センターの管理に関する規則第8条の2及び第2条の規定による改正後の佐賀県立学校の管理に関する規則第81条の規定にかかわらず、なお従前の例による。